

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（内閣官房）

制 度 名	電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除		
税目（条文番号）	所得税（第 41 条の 19 の 5）		
見 直 し の 内 容	行政手続におけるオンライン利用の促進を図るため、登記、国税分野について、以下の税制措置を 2 年の期限付で設けていたが、これを終了する。 1. オンライン申請等を行う際の本人確認に必要な住基カード、電子証明書、ICカードリーダライタ等の取得を支援するため、所得税の確定申告について、オンラインで申請した場合、所得税の税額控除措置。		
		平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+500 百万円 （▲500 百万円）
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	以下の理由から、電子政府推進税制を延長しない。 1. 「新たな情報通信技術戦略」（H22.5.11 本部決定。以下、新 IT 戦略）においては、行政サービスのオンライン利用については費用対効果の観点重視され、「新たなオンライン利用に関する計画」（H23.8.3 本部決定。以下、「新計画」）により、数値目標を示したオンライン利用拡大行動計画は廃止され、現在、国全体のオンライン利用率の数値目標はない。 2. 新計画においては、本税制を「平成 24 年度まで講ずる」と記載されている。		